

<p>第225回 都市懇サロン レポート</p>	<p>民間都市プランナーから見る国の都市計画、地方自治体の都市計画 —国の都市政策・都市計画に翻弄されてきた自治体、独自路線を選択した自治体。 そして、今後、人口オーナス時代突入期の自治体都市計画を幾つかのキーワードで考える。—</p>		
<p>講師</p>	<p>野口都市研究所 代表取締役 野口 和雄 さん</p>	<p>開催日</p>	<p>平成30年10月9日(火) 18:00~20:00</p>
<p>講師 プロフィール</p>	<p>法政大学法学部卒、東京都立大学建築学科都市計画研究室を経て都市計画コンサルタント会社に就職。地方自治体の都市計画、総合計画、条例起案、住民の合意形成等のほか区画整理、再開発などの事業支援を行いつつ、自治体の審議会等の委員、大学兼任講師等を務める傍ら、都市計画法改正案の起案づくりなどを行う</p> 		
<p>お話の概要</p>	<p>我が国の都市計画制度の根本的な課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国で都市計画制度を整備するにあたっては、各国の諸制度を参考としてきた。しかしながら都市計画の根本である、まちづくりの主体は住民にあることや、マスタープランにはまちづくりの方針とその実現方法を明確に定めること等、その思想を充分に取り入れることができなかった。 ・我が国の都市計画制度（あるいは建築制度）の設計は、メニューが統一化されたトップダウン的な方式となった。まちは、形成過程や地形等によってその性質が全く異なるのに、例えば地区計画では、各々のまちに適した独自の規制メニューを設けることができない。基本的には用途、高さ、容積、色彩等について定量的な基準を設けるのみである。これが大きな失敗であったと思っている。 ・また我が国における行政では、伝統的に定量的な基準を以て計画の是非を判断してきた側面がある。例えば建築確認の手続においては、比較的緩い定量基準を満たしていればその計画は許可となり、規制メニュー以外の部分では自由な設計が可能となってしまう。「適法であるが不適切な建築」を規制できないのが、現行制度の限界を表していると思う。 ・以上のように、定量的な規制だけでは地域に根ざしたまちづくりの実現は不可能である。将来に向けては、まちづくりの目標を定性的な基準として設け、開発の認可に際しては、当該計画がまちづくりの方針（定性基準）に合致しているかどうかを皆で議論した上で進められるシステムに変えていくべきと考える。 		
<p>意見交換の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高度成長期に決定された区画整理の廃止に向けた業務に携わっているが、本日の話を聞いて、決定当時は将来のまちをどうしていくかが十分に議論されなかったのだろうと感じた。 → 今後は都市計画の廃止論についてもきちんと制度化する必要があると思っている。ポイントとなるのは、廃止した際のまちづくりの着地点を自治体がきちんと決めて、それに向かってどのような戦術を採るのかという考え方だと思う。コンサルの仕事は、その考え方・戦術について提案していくことにあると思う。 		
<p>記録者のひとこと</p>	<p>定量基準による規制が、必ずしも方針の実現に繋がるものではないということが理解できた。方針の実効性を高めるためには定性基準も必要となるが、自治体にとっては適合／不適合判断についての説明が非常に難しくなるだろうと感じた。</p> <p>≪都市懇サロン運営部会 委員 安 政翔≫</p>		